

令和4年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：令和5年1月25日（水）

午前10時30分～午前11時30分

場 所：大阪市中央区馬場町2-24

KKRホテル大阪3階 「銀河」

議 題

【審 議 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (農業地域の縮小)

【報 告 事 項】

大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて

令和4年度第1回 大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	加 我 宏 之	大阪公立大学大学院教授	出	会長
2		嘉 名 光 市	大阪公立大学大学院教授	欠	会長代理
3		岡 井 有 佳	立命館大学教授	出	
4		坂 野 上 な お	京都大学助教	欠	
5		塩 見 康 博	立命館大学教授	出	会議録署名委員
6		長 谷 川 路 子	追手門学院大学講師	出	
7		藤 田 香	近畿大学教授	出	
8		牧 紀 男	京都大学教授	出	
9		中 谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	出	
10		村 橋 真 理 子	大阪商工会議所女性会常任委員	欠	
11		栗 本 修 磁	大阪府森林組合代表理事組合長	出	
12		高 村 永 振	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府議会議員	三 田 勝 久	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員
14		いらはら 勉	大阪府議会議員（維新）	出	
15		植 田 正 裕	大阪府議会議員（維新）	出	
16		岡 沢 龍 一	大阪府議会議員（維新）	出	
17		前 田 洋 輔	大阪府議会議員（維新）	出	
18		八 重 檉 善 幸	大阪府議会議員（公明）	出	
19		内 海 久 子	大阪府議会議員（公明）	出	
20		塩 川 憲 史	大阪府議会議員（自民）	出	
21	市町村長を代表する者	野 田 義 和	大阪府市長会会長	欠	
22	市町村長を代表する者	田 代 堯	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	松 井 一 郎	大阪市長	欠	

※ 委員23名中17名出席

令和4年度第1回 大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	大阪都市計画局長	角田 悟史	出	
2	大阪都市計画局技監	尾花 英次郎	欠	
3	大阪都市計画局副理事	進 士 肇	欠	
4	大阪都市計画局計画推進室	山田 裕文	出	
5	大阪都市計画局拠点開発室	日田 哲也	出	
6	大阪都市計画局計画推進室計画調整課長	森岡 清高	出	
7	大阪都市計画局計画推進室計画調整課参事	泉 憲	出	
8	政策企画部広域調整室事業推進課長	矢野 恭司	※	幹事(臨時):事業推進課参事 松枝 俊明氏
9	商工労働部成長産業振興室国際ビジネス・企業誘致課長	藤澤 知治	出	
10	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	木村 みどり	※	幹事(臨時):みどり企画課参事 玉田 浩一氏
11	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	田中 武次	※	幹事(臨時):森づくり課参事 塩野 雅典氏
12	環境農林水産部農政室整備課長	杉田 和繁	出	
13	都市整備部事業調整室事業企画課長	平野 剛	出	
14	都市整備部事業調整室都市防災課長	宮本 佳典	出	
15	都市整備部道路室道路整備課長	小山 卓爾郎	※	幹事(臨時):道路整備課主査 今泉 令男奈氏
16	都市整備部公園課長	酒井 良和	出	
17	都市整備部河川室河川整備課長	濱田 雄一郎	※	幹事(臨時):河川整備課長補佐 岩井 康隆氏
18	都市整備部住宅建築局居住企画課長	三原 淳子	出	
19	都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長	矢倉 道久	出	
20	大阪港湾局計画整備部計画課計画調整担当課長	灘 祐治	欠	

※ 代理として任命した幹事(臨時)が出席

目 次

1 開会.....	1
2 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(農業地域の縮小)」.....	5
3 報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」.....	12
4 閉会.....	26

1 開 会

(午前10時30分 開会)

【司会】 では、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます大阪都市計画局計画推進室計画調整課の堀口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員数23名のうち、現在15名の委員に出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たり、大阪府 大阪都市計画局長 角田より御挨拶を申し上げます。

【大阪都市計画局長 角田】 皆様おはようございます。大阪都市計画局局長の角田でございます。

令和4年度第1回大阪府国土利用計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、そして、昨日からの大変な寒波の中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本日の開催日時の調整に当たりましては、皆様の御協力によりまして、開催できる運びとなりましたことを、これも併せて御礼申し上げたいと思います。

さて、まちづくりに関しましての近況でございますけれども、私ども大阪

都市計画局では、昨年12月に東西二極の一極を担います副首都として、大阪がさらに成長・発展していくため、大阪の目指すべきまちづくりの方向性などを示しました大阪のまちづくりグランドデザインを作成いたしました。

今後は、このグランドデザインに基づきまして、大阪全体のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

なお、お手元には、その概要版を配付させていただいております。また、本編なんですけど、非常にボリュームのあるものがございますので、大阪府のホームページに掲載しております。もしお時間許すときございましたら、御覧いただければ幸いです。

さて、本日の大阪府国土利用計画審議会におきましては、農業地域の変更に伴います大阪府土地利用基本計画の変更についての御審議をいただきますとともに、第5次大阪府国土利用計画の進捗状況などについて、御報告させていただきたいと思っております。

委員の皆様には忌憚のない御意見、御審議を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。

では、本日の審議会に御出席いただいております委員の皆様の紹介をさせていただきます。

まずは、学識経験者の委員の皆様を御紹介いたします。加我委員でございます。

【加我 会長】 加我でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 岡井委員でございます。

【岡井 委員】 岡井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 坂野上委員につきましては、お配りしております委員配席表

には記載がございますが、本日、欠席との御連絡をいただいております。

次に、塩見委員でございます。

【塩見 委員】 塩見です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 長谷川委員でございます。

【長谷川 委員】 長谷川です。よろしくお願いいたします。

【司会】 藤田委員でございます。

【藤田 委員】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 牧委員でございます。

【牧 委員】 牧です。よろしくお願いいたします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 中谷でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 栗本委員で、栗本委員様は、今こちらに向かっておられるという連絡を受けております。

高村委員でございます。

【高村 委員】 高村です。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

三田委員でございます。

【三田 委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【司会】 いらはら委員でございます。

【いらはら 委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【司会】 植田委員でございます。

【植田 委員】 植田でございます。

【司会】 岡沢委員でございます。

【岡沢 委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 前田委員でございます。

【前田 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 八重樫委員でございます。

【八重樫 委員】 八重樫でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 内海委員でございます。

【内海 委員】 内海でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 塩川委員でございます。

【塩川 委員】 よろしくお願ひします。

【司会】 御紹介は以上でございます。

議事に入らせていただく前に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

- 1、「配付資料一覧」及び「委員配席表」。
- 2、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則。
- 3、「議題」及び「委員名簿」「幹事名簿」。
- 4、右上に資料1と書かれました令和4年度第1回大阪府国土利用計画審議会議案書。
- 5、同じく右上に資料2と書かれました、大阪府土地利用基本計画の変更について説明資料でございます。
- 6、委員の皆様にはパワーポイント資料としまして、議案説明時のパワーポイントの表示画面を印刷したものをお手元に配付させていただいております。

以上、不足等ございませんでしょうか。

よろしいでございませうか。

それでは、審議に入らせていただきます。以降の議事につきましては、

大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長が当審議会の議長となる」と定められておりますので、加我会長に議事進行をお願いしたいと思います。

加我会長、よろしくお願いいたします。

【加我 会長】 改めまして、本日お集まりいただきまして誠にありがとうございます。大阪公立大学の加我でございます。

では、本日の会議の進行のほうを進めさせていただきます。

まず、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきます。会議録の署名委員は、本審議会規則第6条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越ではございますが、私から次のお二人の委員をお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは塩見委員に、また、大阪府議会議員の委員からは八重樫委員をお願いしたいと思います。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【加我 会長】 ありがとうございます。では、塩見委員、八重樫委員のお二人、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

2 議第1号「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）」

【加我 会長】 では、改めまして議事を進めていきます。今回は審議案件1件、報告事項が1件の計2件が議題となっております。

まず、審議案件としまして、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変

更について（農業地域の縮小）」でございます。内容について幹事に説明させます。よろしく申し上げます。

【幹事 泉計画調整課参事】 大阪都市計画局計画推進室参事の泉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、大阪府土地利用基本計画の変更内容である第1号議案の農業地域の縮小について御説明しますが、説明に入ります前に、土地利用基本計画の概要及び大阪府の現行計画について御説明いたします。

大阪府土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定により、大阪府国土利用計画（第五次）を基本として策定しており、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの個別規制法の総合調整機能を果たす上位計画となります。

大阪府土地利用基本計画は、計画書と計画図から構成されており、計画書に「土地利用の基本方向」として、土地利用に関する「基本理念」「将来像と基本方針」「原則」を記載するとともに、五地域区分が重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を記載しております。

また、計画図には、都市地域や農業地域など5つの地域の範囲を5万分の1の図面にて示しております。

5つの地域の指定の考え方につきましては、国土交通省が作成した国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針に基づき、次のとおり定めております。

都市地域は都市計画法に基づく都市計画区域に相当する地域、農業地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に相当する地域、森林地域は森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象の民有林の区域に相当する地域、自然公園地域は自然公園法に基づく自然公園に相当する地域、自然保全地域は自然環境保全法に基づく大阪府自然環境保全条例

による大阪府自然環境保全地域に相当いたします。

これらの考え方にに基づき指定された5つの地域の規模は、現時点でお示している表のとおりであり、5地域区分合計は、大阪府域全体面積の約1.5倍となっております。

こちらの図は、5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございます。本計画においては、この重複するエリアにおける土地利用に関する調整、指導の方針が重要となります。5地域区分の重複する地域における土地利用に関しては、調整指導方針により土地利用を図ることとしております。

それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更（農業地域の縮小）」について御説明いたします。

議案書の4ページ及び説明資料の2ページ以降に記載の整理番号1・和泉農業地域の縮小について御説明いたします。

今回、和泉農業地域の縮小対象となるのは、和泉市の北部に位置する観音寺地区であり赤枠で示す範囲となります。本地区は、市道和泉中央線沿道の地区であり、現況は農地及び自動車関連店舗などとして利用され、南側は市街地が広がっております。地域区分は全域が都市地域で、斜線部分が市街化区域、斜線部分以外が市街化調整区域となっております。また、オレンジ色部分が農業地域で、そのうち斜線部分が農用地区域であり、今回縮小する赤枠部分は市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域が重複する地域となっております。

次に、調整指導方針における都市地域と農業地域とが重複する地域の場合について説明させていただきます。

先ほど説明しましたとおり、都市地域には市街化区域と市街化調整区域があり、また、農業地域には農用地区域とそれ以外がございます。都市的

土地利用をされる市街化区域と農業地域は重複しないこととしており、①のように市街化調整区域と農用地区域とが重複する場合は、農地としての利用を優先することとしております。

続いて、②にありますように、農用地区域以外の農業地域との重複であれば、土地利用の現況にも留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用も認めるとしております。

今回、縮小対象となる赤枠の観音寺地区は、現在、市街化調整区域でございますが、令和2年度に都市計画の区域区分の一斉見直しの際に、保留区域として設定しており、今般、計画的な市街化の目途が立ったため、本年2月に開催予定の大阪府都市計画審議会にて保留区域を解除し、市街化区域へ編入することについて審議予定となっております。

先ほど御説明しましたとおり、市街化区域と農業地域は重複しないことから、農業地域の約2ヘクタールを縮小するものでございます。

本案件の変更によりまして、説明資料の1ページの総括表にございまして、農業地域は3万2,532ヘクタールから2ヘクタール減少し、3万2,530ヘクタールとなります。

なお、御説明させていただいた変更（案）につきまして、和泉市へ国土利用計画法第9条に基づく意見照会を行ったところ、意見はございませんでした。

第1号議案の説明は以上でございます。

【加我 会長】 それでは、ただいまより審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。どうぞ。

【中谷 委員】 大阪府農業会議の中谷でございます。

まず、最初に、議案の中で農業地域の縮小という言葉が出てまいりまし

た。私といたしましては、大阪府の農地を守る、それが農業委員会また農業会議の職務だというふうに思っております。

最初の言葉を見たときに、本当に残念でなりませんでした。しかし、和泉市のほうで、もう意見聴取をされて異議なしというようなことですが、実は、昨年5月に農業経営基盤強化促進法が改正されました。その中で、人・農地プランというプランが今まであったわけですが、それが法定化されて、地域計画の中で目標地図を作成しなさいと、令和5年の4月1日から令和7年の3月31日までの間に、大阪府下770か所の地域に目標地図を作成しなさいということが法定化されました。私自身も現在、私の地区で集落の皆さん方と話し合いをしております。その中で、もう農業するのだんだん、しんどなってきたと、そやから市街化区域に編入してもらわれへんかなとか、そういうやっぱり意見が多々出ております。

しかしながら、やっぱり農地は先祖伝来からずっと継承しておりますし、地域の景観形成にも大きなやはり役目を果たしております。そういうふうなことから、農業委員会といたしましても、また、大阪府農業会議といたしましても、地域の皆さん方と十分話し合いをして農地は農地として次代に引き継げるような形で残していくというような話し合いをしておるところでございます。そういうふうな状況の中で、そういう努力もされておる方もたくさんあるんですけど、今、農地の縮小というような言葉を聞いたときに、非常に残念でございますけれど、やっぱり大阪の農地は大阪の農民で守っていく、そして、また些少ではありますけれど、大阪産（もん）という、前の橋下大阪府知事が名前をつけていただきましたけれど、やっぱり大阪府内で採れた農産物を大阪府民に供給する、その供給基地であるというようなことを皆さん方にも御認識をいただいて、大阪の農業をできる

だけやはり皆さん方にも御理解をいただき、御協力をいただきたいなというように思います。

ただ、このことについて反対とかそういうことではございません。そういう農地が縮小されるということ自体が、ちょっと残念に思いましたので、少し意見として述べさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

御意見としていただきましたけど、事務局のほう、大阪の農政についてということで御意見等ございませんでしょうか。

【幹事 泉計画調整課参事】 貴重な意見、ありがとうございます。

今回の縮小内容でございますけれども、都市計画の基本的な考え方としては、人口減少社会が進行する中、現行の市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により、土地の有効活用を図り市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本としております。

このため、市街化区域編入に当たっては、どこでもというわけではなく、駅周辺や幹線道路において必要最小限の区域で計画的な市街化が確実な場合に限り認めていくことを基本としております。

農地面積の増減に深く関わる農地の保全については、地域力による持続可能な農空間づくりの推進、遊休農地の解消・未然防止、営農環境の整備等々の施策が非常に重要だと思っております。これらの施策を担っている農政部局とも引き続き連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

【加我 会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【中谷 委員】 ありがとうございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

大阪の農業は大阪の地域にとって、さらに我々住民の府民の暮らしにとってということと、あと、なりわいとしての農業を強化していくということがあってということだと思いますので、引き続き農政のほうも含めて、大阪の農業を力強くしていただければというふうに思います。ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

岡井委員、よろしく申し上げます。

【岡井 委員】 今の御説明等に関しまして、大阪府の中でも農地を保全していきたいという意向があるというふうに承知しております。

今回の農業地域の縮小そのものに反対というわけではもちろんないのですけれども、これまでこの観音寺地区の状況を言いますと、守るべき農振農用地と市街化区域の間に農振白地があることで、市街地と農地との間での緩衝的な役割をなしていたかと思います。今回、この農振白地のところが市街化区域になるということで、将来的な土地利用によるわけですが、農業サイドにとっても都市サイドにとっても田んぼや畑等々と市街化エリアというものが隣接することで、そこに人が住むようになれば農業の何らかのことが、においであるとかいろいろな問題が発生したりとか、農業サイドにとっても生活排水などの課題が生じる可能性というのがあるかなと思いますので、市街化区域になった後の土地利用につきまして、農業サイドにとって問題が生じないような土地利用にしていきたいなというふうに思います。

【加我 会長】 では、事務局のほうでこの市街化区域の編入、その計画的な市街地の誘導に当たってのつくり方、使い方ということで、今の状

況があれば教えてください。

【幹事 泉計画調整課参事】 お答えします。

土地利用の状況ですが、市道和泉中央線に隣接しているという立地を活かしまして、和泉市において地区計画による計画的な市街地整備が確実となっております。当該区域の南側の現行市街地地域部分も含めて一体的に商業系施設を立地する予定であるというふうに聞いております。

よろしく申し上げます。

【加我 会長】 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

土地利用としては、もう商業系だということになりますが、市街化区域と市街化調整区域、また、都市的土地利用と農地とのちょうど境界部分にありますので、その上物整備に当たっては十分に双方との関係がうまくいくように御配慮いただければというふうに思います。

ほか御意見等ございませんでしょうか。

ほか御意見・御質問等がないようですので、表決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

では、本案件については、御意見をいただきましたけども、いずれも反対ではなかったということでございますので、本議案を原案どおり承認することにしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【加我 会長】 ありがとうございます。

御異議がないようですので、原案どおり可決します。

3 報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」

【加我 会長】 では、次に報告事項に移ります。

報告事項でございますが、国土利用計画（第五次）のP D C Aについて報告がございます。内容について、幹事に説明させます。

【幹事 泉計画調整課参事】 続きまして、報告事項として「大阪府国土利用計画（第五次）のP D C Aについて」御説明いたします。

先ほど、御審議いただきました大阪府土地利用基本計画が5地域の区分やそれぞれの地域が重複したときの土地利用の調整等に関する方針を定めているのに対しまして、国土利用計画は、土地利用の将来像や基本方針、土地の利用区分に応じた区分ごとの目標面積を定めております。

土地利用区分は、農地、住宅地など9つの区分に分け、それぞれの土地利用区分ごとに目標年次、令和9年の面積を定めております。また、国土利用計画では、計画の進捗状況を把握し、点検・評価・改善を行うなどP D C Aサイクルに沿った施策を推進することとしております。

なお、第五次計画より、単に面積の増減だけをモニタリングするのではなく、関連施策の進捗状況など、質的な観点も含めて総合的に行います。

次に、これまでの第五次計画の評価に関する経過について説明いたします。

これまでの土地利用区分ごとの面積の把握に加え、総合的に評価を行うため、第五次計画より土地利用目的に応じた施策の関連指標による質的評価を新たに導入しました。関連指標につきましては、関連施策の所管担当部局とも協議し、本審議会で委員の御意見を踏まえながら項目数を増やすなど、質的評価をこれまで実施してきました。

また、昨年令和4年は、計画の中間年にあたることから、土地利用区分別及び3つの土地利用の将来像について中間評価を実施し、概ね計画どおりの進捗であることを確認しました。本年についても土地利用区分ごとの面積の把握と関連指標による質的評価を実施し、必要に応じて施策の見

直しや個別計画への反映を関係部局に働きかけてまいります。

まず、質的評価を実施する土地利用区分については、昨年を引き続き、農地、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地、森林の5つの土地利用区分について実施することとしており、本日はそれぞれの面積の推移と質的評価について御報告いたします。

まず、農地面積の推移でございます。

破線は進捗管理値であり、計画策定時に設定した各年の目標値でございます。また、実線は実績値でございます。表内の数値は1行目のAが進捗管理値、2行目のBが実績値、3行目のBマイナスAが進捗管理値と実績値の差、4行目が実績値の前年差でいずれも単位はヘクタールでございます。

面積では、令和3年実績は1万2,391ヘクタールと進捗管理値を若干下回り、また令和3年は前年に比べ147ヘクタール減少しております。

次に、農地の質的評価でございます。

表、左側の項目が土地利用目的に応じた施策となります。関連指標は、農地の保全に向けた施策の進捗や活用状況を把握するために設定したものであり、例えば、(1)の多様な担い手の確保であれば、新規就農者数や企業参入数としておりますが、両者とも数値の実績は増加傾向にあります。

(5)の特定生産緑地の指定ですが、2022年に、生産緑地制度が開始し生産緑地の解除が懸念される30年を迎えることを受け、創設のあった制度で、令和4年12月末で約9割が指定済みとなっております。また、農業生産性を把握するための指標である1ヘクタール当たりの農業生産額は増加傾向であります。

続いて、住宅地の面積の推移ですが、令和3年が3万5,324ヘクタールであり、概ね進捗管理値どおりに推移しております。

住宅地の質的評価でございます。

住環境の状況や住宅取得の確保状況を把握するための指標を設定しております。これらの調査は5年に1回となっておりますので、昨年お示しした数値をそのまま掲載しております。

続いて、（８）住宅ストックの不燃化・耐震化促進の一例として、住宅の耐震化率は増加傾向であります。また、特に木造密集市街地など、防災上の課題を有する地域において指定が促進されております防火・準防火地域指定面積は緩やかな増加となっております。

次に、道路面積の推移でございます。

令和3年実績は、現時点で資料未公表のため、令和2年の値1万8,361ヘクタールを記載しております。この間の推移は概ね進捗管理値どおりとなっております。

こちらは、河川・水面・水路面積の推移でございます。

令和3年実績は9,899ヘクタールと概ね進捗管理値どおりに推移しております。

続いて、都市公園面積の推移でございます。

令和3年実績は5,153ヘクタールと進捗管理値を上回っております。

次に、工業用地の面積の推移でございます。

令和3年実績は4,393ヘクタールと進捗管理値を169ヘクタール下回っております。これは、主に令和2年秋における大規模製油所の閉鎖の影響によるものでございます。

次に、工業用地の質的評価でございます。

（９）幹線道路沿道やベイエリアでの企業立地促進を施策としており、府内新規工場立地面積に加え、関連施策の状況や工業用地の生産性等を把握するため、新たに新規立地件数、産業集積促進税制による不動産取得税

軽減措置に係る確認結果通知書交付件数、府内製造品出荷額を指標として追加しております。府内新規立地面積、新規立地件数や産業集積促進税制に関連する指標は減少傾向ではありますが、製造品出荷額は増加傾向となっております。

次に、商業・業務施設等用地の面積の推移でございます。

令和3年実績は2万2,303ヘクタールと進捗管理値を264ヘクタール上回っております。これは、主に用途未確定の建物敷地が増加したもので、先ほどの工業用地面積にて御説明しました大規模製油所の閉鎖の影響による増でございます。

次に、商業・業務施設等用地の質的評価でございます。

前回の審議会におきまして、幹線道路沿道だけではなく、駅周辺の周辺状況の把握について御意見を賜りましたので、今回新たに駅周辺幹線道路沿道の土地利用の誘導に係る施策と関連指標を盛り込みました。地区計画の策定など、都市計画手法による駅周辺の件数は1件、幹線道路沿道は4件でございました。大規模小売店舗立地法関連の届出数は駅周辺で6件、幹線道路沿道で2件あり、今後も推移に着目してまいります。

最後に、森林面積の推移でございます。

令和3年実績は5万6,854ヘクタールであり、減少傾向ではありますが、進捗管理値より高い状況で推移しております。

森林の質的評価でございます。

(11) 保安林・自然公園地域の指定を施策としております。保安林面積は増加しております。

以上が、土地利用区分ごとの面積増減の状況と関連指標による質的評価の御報告となります。

最後になりますが、今回のPDCAの結果を踏まえ、引き続き関係部局

と連携し、大阪の土地利用の将来像の実現に向けた施策を推進してまいります。

さらに、現在、国が進めております新たな国土形成計画及び国土利用計画の策定の動きを注視しながら、次期計画の検討を進めてまいります。

御説明は、以上でございます。

【加我 会長】 では、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見をお受けします。

御意見・御質問等ございませんでしょうか。

報告案件でもございますので、お気づきの点等を御質問・御意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【塩見 委員】 府がそれを管理する必要があるのかどうかちょっと分からないんですけども、一応、この国土利用計画で均衡ある発展というのが一つ理念にあると思うんですけど、府域全体で例えば市ごとに集計したときに、どこでどういうふうな変化があったのかというのを何となく質的評価とはちょっと違うかもしれないんですけど、確認するというのは、この大阪府の国土利用計画審議会では少し越権的なことなのか、それともやはり我々審議会の委員としては、ある程度、大阪府内でどのように推移しているのか、それはあると参考になる情報かなというふうに思うんですけども、何かそういうような資料の提示というのは難しいのか、あるいはする、この場ではすべきことではないのか、何か御意見をお聞かせいただけるとありがたいなと思います。

【加我 会長】 はい、幹事、いかがでしょうか。

【幹事 泉計画調整課参事】 お答えします。

現在の平成29年に策定しました国土利用計画ですが、国の全国計画に

基づいて策定しております、主に先ほど御報告しました土地利用区分ごとの面積の推移をまずは把握することが重要となっております。ただ、面積だけでは関連施策の動向が分からないということで、面積だけでは表せない質的評価を、この間、充実してきた背景がございます。

また、例えば農業であるとか商業・工業については、各部局の審議会等とも連携しながら、進捗管理を行っておるというのが実情でございます。

以上でございます。

【塩見 委員】 資料として、要するに市町村がある中で、各市の中でどういう変化があったのかというのを大局的に把握する必要はないんでしょうかという質問です。

質的な評価としては分かるんですけど、いろんな、例えば新名神の開通で高槻の辺りで大きく森林面積が減少するというようなことは理解できるんですけど、ここで提示していただいているのはあくまで大阪府全体の集計量になっているかと思います。例えば、農業地がどういうところで大きく減少しているのか、そういったものを、大阪府の立場で何らかの指導をするとかそういうことはできないとは思いますが、何らかもし把握できるようなものがあると、我々としては全体像を理解しやすいのかなと思ったんですけども、はい。

【幹事 泉計画調整課参事】 関連施策の担当部署とも相談しながら、それぞれ、この場でどこまで議論するかということも含めて、検討させていただきたいなと思っております。

【塩見 委員】 ありがとうございます。

1つの意見ですので、また、御検討いただければと思います。

【加我 会長】 はい、ありがとうございます。

大阪の都市計画の区域区分としても、北部・中部・南部・大阪市とござ

います。それぞれ北大阪での動向であったり河内の動向であったり、また大和川以南の南大阪の動向であったりということ、また大阪市都市中心部ということでも違いますし、恐らく土地利用は各市町村での積み上げということになってこようかと思えます。

時折、この大阪府全体での土地利用の変化ということについては、現在、地理情報システム等を使って調査したものの積み上げで、場合によっては、南大阪での状況とか北大阪の状況ということは各部局で抑えられてると思えますし、この国土利用計画審議会でも時折そういった御報告もいただいておりますので、今般は大阪府域全域ということになりますが、地域での動き方ということと全体での動き方ということを双方見ておくのは非常に大事な御視点だと思いますので、P D C Aの際には、そうしたことも加味しながらチェックをしていただければというふうに思います。

今般、商業・業務については駅前と幹線道路沿道というようなことが新たな質的評価として加えられましたけども、さらに地域でということでも忘れずに見ていただければというふうに思っております。

ありがとうございます。

ほか、御質問・御意見等ございませんでしょうか。

どうぞ、三田委員。

【三田 委員】 ありがとうございます。大阪府会の三田です。

何点かちょっと教えていただきたいんですが、まず1点、これ昨年やったときに私も聞かせていただいたんですが、工業用地面積の推移のところなんですけど、今回、今御説明聞いていたら、製油所の閉鎖によって工業用地面積が減りました。そして、その減った部分が商業等の、業務施設等の用地のほうに移ったという話なんですけれども、そもそもこういうのってそういうふうな移し方をしなければいけないというルールなんですか。

本当に私たちもこれずっととにかく工業用地がないということで、この間、私、静岡県に視察行ったんですが、やっぱり静岡が工業用地つくったら大阪の企業が流れてるんですよ。今回は、ここ製油所、ENEOSだと思うんですけども、我々もまた地元の市町と連携しながら早くいろいろと工業団地というような形か何かで復活したいなと思ってるんですけど、そもそもそういうような形で土地を動かさなきゃいけないのかなと、性格上の土地をとというのが1つ。

それから、もう一つなんですが、これは住宅のほうになんですが、特にこの12ページの8番、これ木密だと思うんですけども、私たちこれ議会でも指摘してるんですけども、なかなか進捗が難しいというようなセクションだと思うんですよ。やはり区画整理の問題とかそういうようなものがあるんでしょうけども、この辺は本当に私たちも早くしないと、来るべき、30年以内には80%の確率で南トラ起きると言われておりますんで、早くこういう対策をしなければいけませんし、また、いろいろ耐震化率というのも上げなきゃいけないと思うんですが、その辺のことをちょっと教えていただければと思います。

それから、3点目なんですけども、この農業面積の推移というところで、18ページなんですけども、私たちも新しい担い手、先ほど、中谷さんのほうから話がありましたけども、やっぱり880万人の胃袋を満たすために、私はやっぱりこの地産地消じゃないですけど農業というのは本当に大事だと思っています。そういうような中で、新規就農者、そしてまた企業数、こういうのが入ってきてもらうのは本当に私はいいいと思うんですけども、この農地の中のまた遊休地、要するに耕作をしていない土地、こういう土地の扱いというのはどうなっているのかなとちょっと思いまして、そういうのも全部加味してるのか、それとも稼働してる土地だけを見てい

ののかというのをちょっと教えていただければと思います。

それから、すみません、もう基本的に私知識がないので教えていただきたいんですが、先ほど、決議で2ヘクタールなくなった、縮小したということ決議をやりましたけれども、前年度対比で見ますと147ヘクタール減ってるんですよ。これ先ほどの2ヘクタール、和泉のは分かったんですけども、じゃあ、この147ヘクタール減ったときに、こういうような、すみません、本当に知識がないので教えてほしいんですけど、審議会とかこういうの経なくてどんどんどんどん減ってって構わないのかなとちょっと今ふと思ったんですけども、すみません、その辺をちょっと教えていただければと思います。

すみません、もう知識がないものでよろしくお願いします。

【加我 会長】 そうしましたら、4点いただきましたけども、幹事のほういかがでしょうか。

【幹事 泉計画調整課参事】 お答えします。

まず、工業用地の算出について御質問賜ったと認識しております。

工業用地の算出については、平成29年のこの国土利用計画をつくった際に、国の要領に基づいて工業統計表にいう「事業所敷地面積」を従業員10名以上の事業所敷地面積に補正して算出したものということで定義を決められておりました、商業・業務施設等用地については、それ以外の特に定まってない用地ということで、今回、定義上の分類で、工業用地から商業・業務施設等用地へ移ったような形になっております。

ただ、都市計画上の用途地域は工業専用地域となっております、港湾計画においては工業分区であり、立地は工業及び関連付随施設に上げられるような、そういう用地になっておりました、結果的に引き続き産業用地としての活用の見込みはあるというふうに認識しておるところでございます。

す。

それから、工業用地を増やす施策については、後ほど関係所管の幹事からお答えさせていただければと思っております。住宅についても住宅の関係の関連幹事からお答えさせていただきます。

【加我 会長】 農地の扱い方についてはいかがですか。

【幹事 泉計画調整課参事】 1件目の議題の土地利用基本計画の農業地域2ヘクタールと、2件目の報告の国土利用計画の農地の定義が違います。国土利用計画の場合は、実際の農地をカウントしており、土地利用基本計画の算出の仕方とは違っています。ただ、農業地域が減少傾向であることは事実ですので関連部局とも連携して、農業を保全していくという施策を連携して推進していきたいと思っております。

【加我 会長】 まず、工業について、工業関連の部局から御説明いただくということによろしいですか。

向こうで手を挙げていただいております。どうぞ。

【幹事 藤澤国際ビジネス・企業誘致課長】 商工労働部国際ビジネス・企業誘致課長の藤澤でございます。

工業用地についてお答えをいたします。

三田委員から御指摘ございました製油所の関係なんですけれども、これなんです、製油作業を休止しておるということになっておりますが、これに伴いまして、区分上、一旦商業用地等に分類されております。

先ほど御説明がありました工業専用地域でございますので、商業施設は建てられない地域、更にコンビナートの中ですので、現実的にも産業用地として利用するということになると思います。ここに一定規模以上の工場が立地し、操業開始されれば、再び工業用地に算入されます。したがって、一旦、操業が止まったので商業等の用地の区分に一時的に移ってい

るといふ御理解をいただくのがよろしいのかなと思っております。

【加我 会長】 次に、農業の関係ですかね、違いますか、そちらで手を挙げていただいている方は、密集の耐震化についてかと思えます。その前に、工場のことについてまとめさせてください。

まず、3ページにございます土地の利用目的に応じた区分ごとの目標面積、今現在、国土利用計画でそのP D C Aをやっておりますが、この国土利用計画での土地の利用目的に応じた区分ごとの目標面積については、現在の土地の利用がそこで工業の操業がなされているのかどうかということを見てございます。今般、製油所が撤退されたということですので、一旦、工業用地として見るのではなくて、現在の土地の利用の仕方としては一旦、商業・業務施設等用地で見るということになってございます。

では、密集事業と住宅の耐震化についてよろしく申し上げます。

【幹事 宮本都市防災課長】 都市防災課長の宮本でございます。

私のほうから、密集地域の話と住宅の耐震化につきまして御説明をさせていただきます。

まず、密集地域については、令和3年度末時点で全国で、いわゆる危険密集と呼ばれる地域が2,000ヘクタール弱存在してございます。そのうち大阪府が1,000ヘクタール弱あり、全国の約半分弱を占めています。

現在、新たな方針に基づき、令和7年に9割以上、令和12年度には全域解消という目標を立て、GISを用いて、効果的に延焼の危険性を低減できる箇所を特定することによる、建物除却や公共施設整備に取り組んでいるところです。指標につきましては、着実に改善はしており、引き続き地元市と連携しながら目標達成に向け取り組んでまいります。

続きまして、住宅の耐震化につきましては、耐震化率令和7年95%と

いう目標達成に向け取り組んでいます。今のトレンドで見ますと、令和7年には約94%に到達し、目標は概ね達成できるところではございますけれども、私どもといたしましては、引き続き府内市町村とともに戸別訪問やダイレクトメール等、所有者に直接耐震化を働きかけ、一人でも多くの方に耐震化が促進いただけるよう取り組んでまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

【加我 会長】 ありがとうございます。

あと、もう一点、7ページの農地面積の考え方で、まず1点目は遊休農地の扱い方について農地面積の計量の際に、どのような扱いになっているか、環境農林水産部の方から、お答えいただけますでしょうか。

【幹事 杉田農政室整備課長】 農政室整備課長の杉田でございます。

まず、御質問の中の7ページ、農地面積、例えば令和3年度の値、1万2,717ヘクタールにつきましては、当然、今遊休化されてる農地も含まれた農地、いわゆる転用はされていない農地につきましてはこの中に含まれているということでございます。

あともう一点、御質問ありました審議関係の観音寺の部分との関係でございますけれども、先ほどの分については、あくまで農業振興地域を除外をするというところについて、今回この国土審の審議案件になってございまして、例えば、今回の147ヘクタール減ってるわけなんですけれども、当然、この中の約8割ぐらいは実は市街化区域内の農地が転用されてる形になってございます。ですから、そういうのはあくまで農業地域以外で転用されてる部分でございますし、残りの部分につきましても市街化調整区域内であれば農地の転用の許可が要るわけなんですけれども、そういうところでも若干ございますが、あくまでも地域の変更と個々個々の転用とい

うところの違いでございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

前半で議論いただきました大阪府土地利用基本計画については5地域区分で、その土地に係る法規制に基づいて地域区分がなされていると、ここで言ってます農業地域は農業振興地域であると、後半で議論してます大阪府国土利用計画のほうは、その土地が農地であるかどうかということで議論してございます。私もこれ理解するのになかなか時間かかったところでございますけども、7ページの農地面積については農地であるかどうかですので、農業地域の減少・縮小に関わらず、市街化区域内の宅地化農地であったり生産緑地であったりといったことも含めて農地の減少が続いているということでございますので、一番最初に御意見もいただきましたけども、大阪にとっての農地、さらには農業ということも重要な課題になってくるというふうにございますので、引き続き御審議、また取組等を進めていただければというふうに思います。

ありがとうございます。

ほか、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

ほか御質問・御意見等ないようですので、以上で、本日予定しておりました全ての議題は終了いたします。本日の議題につきましては、直ちに事務局において必要な手続を進めさせます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

では、進行を事務局のほうにお返しします。

4 閉会

【司会】 加我会長様、議事進行、誠にありがとうございました。

本日の審議会を踏まえまして、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

なお、遅れて到着された委員の皆様おられますので、委員数23名のうち本日は17名の出席となりましたことを報告させていただきます。

以上を持ちまして、令和4年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会させていただきます。

なお、本日会場のこのKKRホテル大阪から、森ノ宮駅前まで無料のシャトルバスが通っております。現在、11時27分ですかね、11時30分、45分、その後12時、12時15分と15分間隔で出発となっておりますということをお伺っておりますので、森ノ宮方面に向かわれる方におかれましては、よろしければ御利用いただければと思います。

では、本日の審議会を終了とさせていただきます。

出席いただきました委員並びに幹事の皆様、大変ありがとうございました。

(午前11時27分閉会)